

国民年金からのお知らせ

公的年金等の源泉徴収票が送られます



11月24日(木)、市と一般社団法人S.I.Net会は「災害時等における緊急・救援輸送に関する協定」を締結しました。

これは、災害時などにヘリコプターを活用し、応急物資の輸送や災害状況調査、人員の搬送などを行うもので、県内では初の協定締結になります。

※S.I.Net会は、激甚災害時における民間ヘリコプターによる救援活動業務などを目的として設立された法人です

老齢を支給事由とする年金(老齢年金)を受けている人には、1月中旬から下旬にかけて日本年金機構から『公的年金等の源泉徴収票』が送られまします。この源泉徴収票には、昨年の1月から12月までの1年間に支払われた年金額、源泉徴収された税額、控除の内容が記載されています(介護保険料などが年金から特別徴収されている場合の源泉徴収税額は、支払われた年金額から介護保険料額などを控除した後の金額で計算されています)。年金のほ

かに収入があるなどの理由で確定申告をする人は、申告手続をする際にこの源泉徴収票が必要になります。
もし、1月末日までに源泉徴収票が届かない場合や紛失してしまった場合には、年金証書と本人確認ができる書類(運転免許証など)を持参のうえ、住所地を管轄する年金事務所で再発行の手続をしてください。基礎年金番号が確認できれば電話でも再発行は可能ですが、年金で計算されている人には源泉徴収票は送られません。

なお、遺族年金、障害年金には税金がかかりませんので、これらのみを受給している人には源泉徴収票は送られません。

「子どもの教育資金を確保せよ」という想いを実現するため、安心して子育てができる環境をつくることを目표とした「日本政策金融公庫」がサポートします

高校、大学などへの入学時・在学中にかかる費用を対象にした公的な融資制度です。

令和4年第4回(11月) 安中市議会定例会

問合せ▼
ません。

問合せ▼
ねんきんダイヤル

(0570-05-11165)

※050で始まる電話からは
(03-6700-11165)

保証▼
(公財)教育資金融資保証基金(連帯保証人による保証も可能)

詳しく述べ、「日本の教育ローン」で検索するか、コールセンターにお問い合わせください。

子ども1人あたり350万円以内の金利年1・95% 固定金利※「母子家庭」、「父子家庭」、「交通遺児家庭」、「世帯年収200万円(所得132万円)以内の人」または「子ども3人以上の世帯かつ世帯年収50万円(所得356万円)以内の人」は年1・55% (令和4年11月1日現在)

返済期間▼18年以内

使いみち▼

入学金、授業料、教科書代、アパート・マンションの敷金・家賃など

返済方法▼

毎月元利均等返済(ボーナス時増額返済も可能)

○教育委員会委員の任命について
議会定例会が開催され、議案を市長が提出しました。

○安中市個人情報保護法施行条例の制定について
11月30日から12月14日までにかけて15日間の日程で令和4年第4回安中市議会定例会が開催され、議案を市長が提出しました。

○地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
○安中市職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について
○安中市議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について
○安中市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について